

諮問番号 平成 29 年諮問第 1 号

答申番号 平成 29 年答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、港区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対し平成〇年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 78 条に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）について、本件処分の取消しを求めるものであり、その理由は、審査請求人名義の普通預金口座（以下「本件口座」という。）への入金の性質は明らかに預託金であり、審査請求人には自らの資産であるという認識はなく、それゆえ申告しなかった、というものである。

2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

本件処分維持が適当と考えられる。

第 3 審理員意見書の要旨

1 法令等の規定について

（1）生活保護法第 61 条の定める「収入」とは、生活保護法により収入認定されるものか否かを問わないというべきであり、具体的に、得た金銭については、いかなる種類のものかにかかわらず被保護者が申告義務を負うべきと解するべきである。

（2）生活保護法第 78 条第 1 項に規定する「不実の申請その他不正な手段」とは、単に同法第 61 条に違反することをいうのではなく、以下のような場合は同法第 78 条の要件に該当すると解される。

ア 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。

イ 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。

ウ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。

エ 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。

2 本件処分について

(1) 平成○年○月○日に行った資産申告時には申告のなかった本件口座について、本件口座は審査請求人名義であり審査請求人が管理する口座であるから、これらの金員は、遅くとも預入れの時点においては、生活保護法第61条にいう「収入」として、審査請求人が申告義務を負うべきであると認められるというべきである。

(2) 上記金員のうち、少なくとも、第三者からの振込みによる預入れの合計及び利息の合計並びに近接時期に払い戻された金員を控除した金員は、審査請求人の亡○から贈与された審査請求人の資産であるというべきである。

処分庁が審査請求人に対し、「資産の申告について」と題する文書を送付して資産の申告を求めたにもかかわらず、審査請求人が亡○名義の預金口座から払戻しを受けるなどして本件口座に金員を預け入れたことを処分庁に申告しなかったことは、上記1(2)ア「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。」に当たるし、かかる経緯が明らかになったことがエ「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。」に当たることは明らかである。

また、審査請求人は処分庁に対し平成○年○月○日に提出した資産報告書において本件口座の存在自体を秘匿していたのだから、上記ア申告に応じなかったこと、及びエ収入申告書等の内容が虚偽であることを認識認容しており、故意があったことは明らかというべ

きである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 平成○年○月○日 審査庁から諮問書の受付
- 2 平成○年○月○日 審査請求人から口頭意見陳述申立書を受領
- 3 平成○年○月○日 審査請求人から主張書面を受領
- 4 平成○年○月○日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が、法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

2 調査権限の行使について

審査請求人は、法第81条第3項において準用する同法第75条第1項及び第76条の規定に基づき、第4の2及び3のとおり、口頭意見陳述申立書及び主張書面を提出した。当審査会は、法第75条の規定に基づき、第4の4の審議において口頭意見陳述の機会を与えた。その際に、本件口座を開設した時期、本件口座の出入金の流れ及び出入の理由、本件口座情報が一度も提供されなかった理由などについて質問を行った。

また、当審査会は、審理員意見書の補足説明等を求めるため、法第74条の規定に基づき、調査権限を行使し、審理員から補足説明等を求めた。その際に、生活保護法第78条第1項の規定により一定額の課徴金を徴収することができるが、本件処分においては、課徴金が課されていないことを確認した。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 本件処分の適法性及び妥当性について

当審査会は、上記2の口頭意見陳述及び主張書面並びに審理員意見書等を踏まえ検討したが、審理員意見書の判断は首肯できるものであり、加えて、亡〇名義の口座から払い戻して本件口座に預け入れられた金員が亡〇の遺産であり遺産分割前の預かり金であるとの審査請求人の主張については、もし当該金員が預かり金であるとした場合には必要性がなくかつ不自然な払い戻しや預け入れが複数回にわたりなされるなど、審査請求人が遺産分割前の預かり金として保管していたとする客観的な状況があるとはいえないことから、当該金員が預かり金であると認定することはできないとの結論に至った。

それゆえ、処分庁が、本件口座に預け入れられた金員を、遺産分割前の預かり金ではないと判断して、収入認定し、本件処分を行ったことが、不合理であるとはいえず、違法又は不当は認められない。

5 審査会の判断について

以上のことから、当審査会への諮問の適正性、並びに審理員が行った審理手続の適正性、並びに法令解釈の適法性及び妥当性については、いずれも適正、適法かつ妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会